

# 岡山県人権教育推進委員会第3回会議のまとめ

日 時： 平成13年6月25日(月)

第2回会議のまとめの報告と其中での質問について

- Q 大学の教員養成課程では、人権教育や同和教育についての講義が必修になっているか。
- A 同和教育については、必修になっています。
- Q 教員養成課程では、介護体験は必修になっているか。
- A 某大学の教育学部では必修になっています。介護体験は、7日間あり、そのうち5日間は福祉施設、そして、2日間は養護学校等で、介護体験をするということです。これは当然、教員の免許にもかかわってきます。
- Q 教員養成課程では、ボランティアは必修になっているか。
- A 選択必修です。

本日のテーマは前回の協議も踏まえまして、人権教育推進に関する支援体制の在り方という協議題ですが、前回協議のまとめ資料のキーワードの中に、ハンセン病の位置付けがあります。県教委から、何か資料に基づいての御説明がありましたらどうぞ。

小学校の6年生用の読み物資料について、最近の「らい予防法」の廃止、熊本地裁判決、国会決議等を踏まえると、説明が不十分ではないかという指摘がありました。子どもたちがこの読み物資料を読んだ場合に、現在でもなお隔離政策は続いているといった誤解を与える可能性があるということです。

そうした指摘を受けて、県教委として、この読み物資料の取り扱いについて、通知文書を6月19日に各市町村教育委員会に出しました。それから6月22日には、市町村教育委員会担当者会議を開催し、この読み物資料の取り扱いについて、協議を行いました。その中で今後の対応として、まず第1は、教職員のハンセン病に対する正しい理解と認識を図る。そのために研修等を実施する。これにつきましては、当然指導に当たるもの、市町村教育委員会等も含めて、まずハンセン病に関する正しい理解と認識を深める。2番目に、小中学校の子どもたちに学校の教育活動を通じて、ハンセン病に対する正しい理解を図る。3点目は、この副読本を使用している学校については、児童のハンセン病に関する正しい理解が深まるよう授業等において適切に指導する。なおその際には、保護者にも説明し、理解を得る。4点目として、児童生徒が使用する他の副読本等についても人権尊重の視点から内容を再検討することにすぐに取りかかる。それと、最近のハンセン病をめぐる動向に対する認識が甘かったことをきちんと押さえた上で、ハ

ンセン病の元患者の方々に対する偏見・差別をなくしていく教育活動を推進しなければならぬと、認識しています。

人権教育の中で取り上げ、「みんなはこういうことを教科書や副読本の中で習ったけれども、今はこうなんだよ」という正しいことを学習できる場を設定しなければいけないと考えます。小学校の問題だけではなく、中学校でも扱うこと。そしてあらゆる場をとらえて、教師が指導していくことができるように、教育行政の方で、きちっと押さえていくことが大切だと考えています。

今のところ、1つは教育委員会の方で、指導的な措置をなさっているということ。それともう1つは小学生だけを対象としたのではなく、中学生も高校生もこの本によって勉強してきており、そういう人たちに対しても手当を考えなければいけないという指摘がありました。これは大切なことです。これと似たようなことで、同和問題にしても、政策的につくられたと習って卒業している人たちに対して、もう卒業したのだからということではなくて、それを社会教育なり、生涯教育というのか、そういったものの中できちんとフォローしていく姿勢が大切だと思います。その点は、今のハンセン病の場合も、同和問題の場合も共通した対応の仕方が必要だろうと思います。

教師の理解を深めるということは、一朝一夕ではできないと思います。教師への手立てが大切だと考えます。

子どもを教える教師側が、しっかり研修していないと、指導できないということです。ハンセン病について、今後、学校現場に対して、教育行政としてどう取り組んでいけばよいでしょうか。

先生方には、やはり、正しく知っていただきたいと思います。ハンセン病について教育していただくのでしたら、病気というものを、うつる、うつらないの概念で扱ってはいけないと思います。うつる、うつらないで進めると、うつるのであれば、隔離すべきではないかという論が必ず出てきます。うつるから危ないということになってしまいます。そうではなしに、患者の人権がどのように守られるのか、守られないのか。そういうことを討議するという観点で、ハンセン病の問題は扱わなければいけません。他の感染症すべてそうです。エイズにしても、そういうことではないかと思います。そうした点に、先生方はしっかり視点をおいて教育していただきたいと思います。

先生方には、なぜ、こういう読み物資料ができたのか。なぜ、隔離ということが行われたのかという、その背景までを説明する必要があるかと思います。

参観授業で、新聞記事やテレビの一部を視聴しながら、生徒にも指導しました

し、保護者の方にも話をさせていただきました。保護者の方に授業を見ていただいて、正しい認識を得ていただくということで授業を行いました。

少なくとも、この読み物資料は科学的な検証に耐えられないどころか、ハンセン病の元患者の皆さんに対して、非常に大きな痛手を負わせる結果になっていることを確認していただくことが大切です。

子どもたちにとっての読み物資料というものは、必ずしも科学的な裏付けがあるとは限らないということです。ハンセン病は、感染力がとても弱いということ。橋が架けられるようになったこと。法律がなくなったこと。そのところを、先生方から子どもによくわかるように説明していただくということが必要かと思えます。

長島の現地研修を行っています。訪問してみても初めて体感するというのもありまして、それが回数を重ねますと、ある種の自分が見えてくるということがあります。先生方には、子どもたちに指導する際、そうした出発点をできればつくってほしいと思います。

- その場に行って患者の皆さんと話をなさるということは、すごいことだと思います。自分自身の勉強になると思います。

教師がこの問題に対して、どのように自分の問題として感動をもって子どもたちに語れるかということです。それは同和教育の実践をやっている人なら、この問題についてピーンと感じられ、感動をもって子どもに語るができると思います。

読み物としての資料の発掘が大切です。新しい適正な資料の発掘とか、開発もこれから合わせてやっていかなければなりません。

新しく社会的認識がいろいろと変わってきた場合は、現場の教師というのは日々の業務に追われてなかなかゆったりと研修時間をとることができないのですが、まず、教育委員会が、きちんと素早く対応され、そういう情報をきちんと流し、校内で指導を進めることのできる体制をつくっていくことが大切です。

情報等を受ける受け皿がきちんとしてないと、いくら通達を出しても、その受け皿が割れていては役に立たない。校内で、自分たちの問題として取り組めるような、現場における職場研修ができる受け皿を作っていく。これが、支援体制をつくることになると思います。

現場の先生方に正しい認識を持っていただくために、どんな材料（情報）を提供されているのかよくわからないのですが。

現在、岡山県が「ハンセン病を正しく理解しましょう」というリーフレットを作っていて、さらに、小中学生用のものとしてわかりやすくしたものをつくる方向で検討中です。こういったものを中心にして正しい理解、啓発を図る方向で考えています。

この話を題材にして、家庭や地域や学校と連携していくことができ初めて、この理解が本物になると思います。そういう推進体制が必要です。

それでは、前回の話を踏まえて、推進体制ということですが、ここで、資料に付けております、インターネットを悪用した差別問題に関して説明いただけますか。

昨年の6月頃に岡山県でも発覚しまして、様々な人権問題にかかわって、かなりひどい内容の掲載がありました。同和問題に関わって悪質な内容の掲載が続いているわけですが、同和問題だけに関わってでなく、他の人権問題に関わってもひどく、いろいろ差別を助長するような内容が現在もたくさん掲載し続けられています。

インターネットの差別書き込みというのは、部落差別に限って行われているではありません。また、タイトルが人権問題というところに、心を痛めつけたり、差別するようなものがしきりと書かれています。若者層の中にいろんな思いがあって、その中の一つとして、自分の感情をむき出しにしたいとか、書き込みをして、時間つぶしをしながら、本音を共感し合う仲間を捜す、そういう時代になっているという実態を知った上で、人権教育に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

やり場のない攻撃性や鬱屈したエネルギーを、現代の人が抱えているという面があると思います。そのような攻撃性を向けてもかまわないと感じる対象、つまり、スケープゴートとして、弱い人、負い目を持っている人、あるいは数の少ない人を認識している感じです。自分の中にあるやり場のない、鬱屈したものを、そこへ向けてもかまわない対象と思わせてしまうような考え方やニュアンスを、私たちが何気ない生活やメディアなどの中で、思いがけず結果として提供していたり、暗示していたりするところがあるのではないかと思います。

このようなことをすることによって、息抜きをする、ガス抜きをせずにはいられない人たちがいるのも事実です。健全な息抜きということも我々の生活文化の中で考えていく必要があるのではないかと感じます。一見何事もない、よく学び、よく遊ぶまじめな生活の中で、こういう方向でしか、息抜きができない人をつくっているという気がします。このことについては、これから考えていきましょう。

同和教育を柱としているいろんな分野の人権問題があることも大事なんですが、そ

の総論というか、根っこというか、人間にとって人権というものがどんなに大切なものか、自分にもあるが相手にもあるということを、各分野別ももちろん大切なのですが、人権とは何ぞやというところを教えていくことが大切だと思います。基本的人権ということの勉強が不足していました。これからは、そういう人権についての勉強が必要なのではないでしょうか。

人権はだれにでもあるもので、自分を大切にすることも大事だし、他人を大事にすることも大切であると思います。

指針には、「人間の多様性を広く認め合い、少数者の存在や相互の違いを当然のこととして受け止める社会的風土の形成が大切であり」、その次に「互いの生命を大切にし、自他の人格と個性を認め合い尊重する心、他人の気持ちを理解し、思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など」と書かれているが、まさに、これにつきると思います。ここが本当に出発点で、その応用版として同和問題もあるし、女性問題もあるし、子どもの問題もあると思う。キーワードはこれにつきると思います。

人権がどういうところで侵されているのか、どういう場面で認識の感度を我々が高めていくのか。子どもの教育現場に立つ人の感度を鋭くしていくことが、一番軸になってくると思います。その具体的なプランをどうするかというのは、例えば保育園や幼稚園で、学校教育、その他社会教育の具体的な場面を想定して、それらの場面で、さまざまのケーススタディを考えながら、設定していけると思います。

ハンセン病の問題はハンセン病の問題としてだけ独立しているのではない。私は、エイズの問題が出てきたとき、見事にハンセン病の歴史と重なっている部分があると思った。同和問題が核になっているという意味は、何も同和問題だけがポント一つ浮き上がっているわけではありません。いろいろな問題にかかわってこれを学習して、このことを他のことに反映させていくようなアプローチの仕方が大事だという気がします。

人権教育が、今まで取り組んできた同和教育とどう関わってくるのかということも関連します。同和教育の中で育んできた、差別を見抜く力をハンセン病の問題にもつなげていければいいと思います。エイズの問題もそうですし、あらゆる人権問題を取り上げるのに、同和問題をはじめ様々な人権侵害の問題に、根本的にアプローチしていくための形としては、基本は共通しています。

同和教育を人権教育として推進していくための支援体制に継承していくということが大切です。

インターネット上の差別事象の問題については、このような行為をする人たちを、今日の社会や学校教育がつくってきたのではないかという認識は、大事では

ないかと思えます。

ハイテク技術がなかったら表面化しなかったものが、人間の中にある差別意識、あるいは、うっぶんをはき出して表面化してきました。この場合に、差別をされている人は、もちろん被害者であります。あのような形で自分の中にあるストレスを発散せずにはおられない、自分を完全燃焼することができずに差別をしている人も、逆に犠牲者ではなかったかという感じもします。この事象の中に、二つのタイプの犠牲者がいるという感じがします。

学校教育、あるいは、家庭教育の中でも、何か大事な反省すべき事柄を提起しているように思えます。

同和教育行政の喫緊の課題ということを、事務局の方から提案されていますので、その話に進ませていただきます。要項では、「今後の同和教育行政の在り方について」というところです。では、その説明をお願いします。

今後の同和教育行政の在り方につきましては、喫緊の課題として、「地対財特法」が本年度末で切れるということで、御提言を早めにいただきたいことから、事務局の方から、次の三点について提案と説明をさせていただきます。

第一点は、同和教育基本方針についてです。

第二点は、人権教育推進上の課題把握についてです。これは、諮問の三番目にございます、人権教育課題把握ということですが、

第三点は、進路保障事業についてです。

どうぞよろしくお願いたします。

3点あったと思えます。

その1点目で、地対財特法が今年度末で法切れを迎える。それに伴い、今後、岡山県の同和教育基本方針について、どう考えていけばよいかというお尋ねだったと思えます。

地対財特法がなくなったんだからもう同和教育まで終わったんだというのではなく、今までずっとみなさんと一緒にお話ししてきた線から言いましても、同和教育の対象としての同和教育問題というものは、決して消え去っているわけではない。そういった意味におきまして、教育というものは基本的には継続していくこと。このことを確認しないと同和教育も消えてしまいますし、人権教育そのものまでが、不十分になってしまうのではないかと考えてありまして、基本的には、この方針というものはお役ご免の状態ではない、まだ、これからも重要な役割を持っているんだというような認識をもっています。

岡山県の方では、人権政策推進指針というものを出示しておりまして、その中で同和教育問題の解決は明確に位置づけておられるわけです。そうしますと当然同和教育に関しましても、やはり、この指針にそった形での基本方針を出さなければな

らないということになるわけであります。その基本方針に対して、何らかの積極的な対応を提言すべきではないかと思えます。

地対財特法がなくなっても、同和教育が後退するんじゃなくて、一般対策の中で、様々な人権問題の解決を目指す人権教育の中で、決して後ずさりしないような整備を行うべきだということです。

それでは、次の問題、「人権教育推進上の課題把握について」今の実態把握調査のことがありました。

やはり較差がある。ここに現実の問題がある。これを是正していくためには、やはりこういう政策が必要だということになれば、基礎調査という言葉がよいかどうか分かりませんが、いくらかそのデータがなければ前に進まないということではないでしょうか。そのやり方だとか、名目をどう変えるかは分かりませんが、やっぱり、把握していくということは必要かと思えます。

この基礎調査は行政上非常に有効なんだと、調査によって何が出るから有効だと、そういうことを私ははっきりしてほしいんですね。それをはっきりしないと賛成できないですね。

もう一つの意見ですが、他の一般的な調査から推測できないかどうか。もし、それができるのであれば、これは必要ないと思えます。何のために、どういうデータがあるんだということを、知らしめていく必要があるんじゃないでしょうか。

次の施策を図る上で、このデータで十分かどうか。方策を立てるための材料は十分ですとか。今言われたように、他のデータを集めることによって方策を立てられないかという、この点も次回には議論しておく必要があると思えます。それから、進路保障事業についても御説明がありましたが、これについても次回に議論を進めていっていただきたいと思えます。